平成２３年（フ）第３４６号
大阪府四條畷市北出町21番18号
債務者　山内設備工業こと　山内　裕之
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６号
大阪市天王寺区上本町６丁目８番25号　亀井ビル402号
債務者　脇　　義信
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７号
大阪府八尾市久宝寺６丁目６番41号　104号
債務者　橋本　秀美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１号
大阪市住之江区粉浜西２丁目12番８号
債務者　奥井　郁美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７号
大阪府茨木市沢良宜東町12―18　アネックス清風202号、住民票上の住所大阪府茨木市真砂１丁目23番21号
債務者　牟田みどり
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０号
大阪府四條畷市南野５丁目３番20号　サン・メゾン塚脇103
債務者　熊井　香苗
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８号
大阪府茨木市園田町７番16号
債務者　片山　**直**志
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目16番10号　徳野ハイツ205号
債務者　中川　聡志
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９号
大阪府箕面市箕面５丁目11番11―202号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘２丁目１番19―1002号
債務者　杉生　守一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２４号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　グレースマンション201号
債務者　八倉　弘江
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９号
大阪市福島区鷺洲５丁目10番８―111号
債務者　中川美代子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７号
大阪府枚方市宮之阪２丁目９番28号
債務者　林　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９６号
大阪府豊中市長興寺南４丁目８番28号
債務者　今井　敏博
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５７号
大阪府門真市千石西町14番65―405号
債務者　大木　省吾
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００８号
大阪府豊中市寺内２丁目13番37―404号
債務者　松尾明日香（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３３号
大阪市北区本庄東２丁目15番４―206号
債務者　木下　弘久
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５４号
大阪市天王寺区玉造元町２番32―702号
債務者　三露　敏夫
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５５号
大阪府枚方市津田元町３丁目８番12号
債務者　白神　智恵
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部